

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、県の個人情報の取扱いに関し暴力団等の排除を目的とする場合の例外を設けるとともに、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県個人情報保護条例について、県の事務への暴力団等の関与を排除し、又は予防することを目的とするときは、個人情報をも本人以外のものから収集し、又は個人情報取扱事務登録簿に登録された目的以外の目的のために利用し、若しくは提供することができることとするための所要の改正を行う。
- (2) 次に掲げる条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。

- ア 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
- イ 鳥取県都市公園条例
- ウ 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例
- エ 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例
- オ 鳥取県港湾管理条例
- カ 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- キ 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
- ク 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例
- ケ 鳥取県営企業の設置等に関する条例

- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を県内外に発信し、遺跡の適切な保存活用を図り、もって県民の文化的向上に資するため、鳥取県立むきばんだ史跡公園を設置する。

2 条例の概要

(1) 設置

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(2) 施設等

- ア 史跡公園に次の施設を置く。
  - (ア) ガイダンス施設
  - (イ) 埋蔵文化財研究棟その他の埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
  - (ウ) 屋外展示施設
  - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を推進するために必要な施設
- イ 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(3) 利用時間

午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間にあつては、午前9時から午後7時まで）と

する。

(4) 利用休止日

ア 毎月第4月曜日(その日が休日である場合は、その直後の休日でない日)

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(5) 利用の許可

史跡公園の施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(6) 使用料

ア (5)の許可を受けてする史跡公園の施設の利用については、次のとおり使用料を徴収する。

(ア) 体験学習室1 使用1時間につき400円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、500円)

(イ) 体験学習室2 使用1時間につき260円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、325円)

(ウ) 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

イ 使用料の減免、還付に関し必要な事項を定める。

(7) 監督処分

利用者に対する行為の制限、措置命令等に関し必要な事項を定める。

(8) その他

権限の委任その他の所要の事項を定める。

(9) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

### 鳥取県基金条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

(1) 基金のさらなる活用を図るため、対象事業を拡大し、又は充実させること等に伴い、所要の改正を行う。

(2) 平成21年度末までに設置目的に係る事業を完了することから、鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金を廃止する。

#### 2 条例の概要

(1) 鳥取県ジゲおこし推進基金の名称及び設置目的を次のとおり改める。

| 区分   | 現 行  | 改正後   |
|------|--|---|
| 名 称  | 鳥取県ジゲおこし推進基金   | 鳥取力創造運動推進基金   |
| 設置目的 | 市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。 | 県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。 |

(2) 鳥取県森林整備担い手育成基金について、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。

(3) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の目的として、住宅の確保等により離職者等を支援して、これらの者の生活の安定を図ることを加え、処分事由として、離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるときを加える。

(4) 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金は、廃止する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

### (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができるものとする。

イ 子の出生の日から8週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

### (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

### (3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

### (4) 施行期日は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日とする(2)及び(3)を除き、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

公益的法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 財団法人鳥取県体育協会に職員を派遣することができることとする。

(2) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。